

(平成十七年所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)
第二十四条 所得税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

附 則

(法人の準備金に関する経過措置)

第三十四条 省 略

2 旧租税特別措置法第五十六条第一項に規定する整備事業計画につき同項に規定する認定を平成十七年十月一日前に受けた同項に規定する法人の当該整備事業計画に係る同項の特定都市鉄道整備準備金(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第 号)第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第二条第二十九号に規定する連結事業年度において積み立てた旧租税特別措置法第六十八条の四十七第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。)については、旧租税特別措置法第五十六条(第十八項及び第十九項に係る部分を除く。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第一号	省略	省略
第一項第二号	が連結事業年度	が所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第 号)第十六条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「令和二年旧措置法」という。)第二条第二十九号に規定する連結事業年度(以下この条において「連結事業年度」という。)
	第六十八条の四十七第一項	所得税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第二十一号)附則第四十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規

附 則

(法人の準備金に関する経過措置)

第三十四条 同 上

2 旧租税特別措置法第五十六条第一項に規定する整備事業計画につき同項に規定する認定を平成十七年十月一日前に受けた同項に規定する法人の当該整備事業計画に係る同項の特定都市鉄道整備準備金(連結事業年度において積み立てた旧租税特別措置法第六十八条の四十七第一項の特定都市鉄道整備準備金を含む。)については、旧租税特別措置法第五十六条(第十八項及び第十九項に係る部分を除く。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第一号	同上	同上
第一項第二号	第六十八条の四十七第一項	所得税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第二十一号)附則第四十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧効力措置法」という。)第六十八条の四十七第一項

第十七項	第十六項				第十五項	第十四項						
第五十五条第十	省略	省略	省略	第五十六条第一	第五十五条第十	省略	省略	省略	省略	省略	省略	二項中「第六十八條の四十三第十項」とあるのは「第六十八條の四十七第十二項
令和二年旧措置法第五十五条第十九項	省略	省略	省略	旧効力単体措置法第五十六条第一項	令和二年旧措置法第五十五条第十五項	省略	省略	省略	省略	省略	省略	中「第六十八條の四十三第十項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則第四十八條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力連結措置法」という。）第六十八條の四十七第十二項

同上	同上	同上			同上							
第五十六条第一	同上	同上	同上	第五十六条第一	同上	同上	同上	同上	同上	同上		
旧効力単体措置法第五十六条第一項	同上	同上	同上	旧効力単体措置法第五十六条第一項	同上	同上	同上	同上	同上	同上		四十三第十項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）附則第四十八條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧効力連結措置法」という。）第六十八條の四十七第十二項

3
5
13
省
略

省 略	省 略	項 第 五 十 六 條 第 一	項 九
省 略	省 略	旧 効 力 単 体 措 置 法 第 五 十 六 條 第 一 項	

3
5
13
同
上

同 上	同 上		項
同 上	同 上		